

第3号

平成18年10月13日発行

宇都宮地域合併協議会だより

■ 編集・発行 宇都宮地域合併協議会事務局

〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号
Tel: 028-632-2103 Fax: 028-632-5425
Eメール: u-gappei@moon.ucatv.ne.jp

～歴史の息吹を感じてみよう～

わたしたちが住む宇都宮地域には、長い歴史の一場面を今に伝えるさまざまな場所があります。秋の行楽に、歴史の息吹を感じるこんなところを訪ねてみてはいかがでしょうか？

樹齢400年の巨大杉

上河内町の下組大杉



- * 推定樹齢は400年とされています。
 - * 享保8年(1723年)の洪水の際、大杉のところだけは水につからず、人々の命を救ったとされ、近隣の人々の厚い信仰を受けています。
- 場所：上河内町大字下小倉地内

江戸時代中期の建築

河内町の岡本家住宅



- * 正徳4年(1714年)以前のものであると考えられている江戸時代中期の建築です。
 - * 玄関・客間・座敷など建てられた時のままで保存されています。
- 場所：河内町大字下岡本1624

国の指定名勝

宇都宮市の大谷奇岩群



宇都宮市

- * この付近で産出される「大谷石」は、今から2400万年前の海底火山の噴出によってできた岩です。
 - * 奇岩群がかもし出す独特の風景と、大谷磨崖仏や大谷寺を中心とした信仰の場が、古くから景勝地として多くの人々に知られています。
- 場所：宇都宮市大谷町

お問い合わせ先

下組大杉
(上河内町生涯学習課)
☎028-674-3290

岡本家住宅
(河内町社会教育課)
☎028-673-0800

大谷奇岩群
(宇都宮市文化課)
☎028-632-2594

第4回協議会の報告

平成18年9月28日(木)に、第4回宇都宮地域合併協議会を宇都宮市役所で開催しました。佐藤栄一会長のあいさつの後、審議事項の協議が行われました。



審議事項

以下のことが承認されました。

- 合併の期日について
(3ページをご覧ください。)
- 合併市町村基本計画について
- 地域自治制度について
- 合併協定項目について
「使用料、手数料等の取り扱い」
「補助金、交付金等の取り扱い」
(2～3ページをご覧ください。)

合併協定項目の主な内容

● 使用料、手数料等の取り扱い

《使用料》

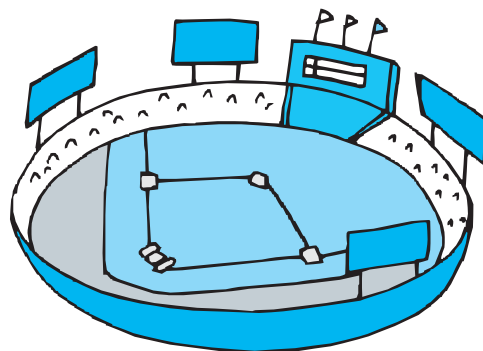
施設などの使用料については、原則として現行のまま新市に引き継ぎ、段階的に基準を見直します。

ただし、法定外公共物占用料については、宇都宮市の制度に統一します。

法定外公共物：里道、水路、ため池など道路法で管理している道路（国道や県道・市町道など）以外の道路や、河川法で管理している河川（一級河川、二級河川や準用河川など）以外の河川など、公共物に関する特別の法律が適用されない公共物を指します。

【参考】施設の使用料（抜粋）

施 設	宇都宮市	上河内町	河内町
生涯学習センター 公民館 (※1)	630円 (午前)	210円 (1時間)	200円 (2時間まで)
運動場（野球場） (※2)	570円 (1時間)	1,050円 (1時間)	150円 (30分)



※1 宇都宮市は中央生涯学習センター(201 学習室)、上河内町は中央公民館(第2会議室)、河内町は中央公民館(第二研修室)
※2 宇都宮市は石井緑地、上河内町は町民運動場、河内町は河内運動公園

《手数料》

手数料については、原則として宇都宮市の制度に統一します。

ただし、墓園共用施設管理手数料および一般廃棄物処理（し尿処理）手数料については、現行のまま新市に引き継ぎ、段階的に調整します。

【参考】宇都宮市の手数料（抜粋）

住民諸証明 （住民票の写し等）	1 件につき	400 円
課税証明	1 件につき	400 円
粗大ごみ （家庭用廃棄物）	1 個または 1 組	810 円

●合併の期日

合併の期日については、平成 19 年 3 月 31 日とします。



●補助金、交付金等の取り扱い

補助金、交付金等については、原則として宇都宮市の制度に統一します。

ただし、統一に時間を要する補助金などについては、各町の従来からの経緯・実情などに配慮しながら調整を図ります。

【参考】補助金の取り扱い（抜粋）

人にやさしいバス導入促進補助金	現行のまま新市に引き継ぎます。
サマーフェスティバル実行委員会補助金	
人間ドック及び脳ドック補助金	原則として宇都宮市の制度を基準に調整します。
地域集会所等建設費補助金	
農業近代化資金利子補給金	
障害者関係団体への補助金	新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、段階的に調整します。
保育園運営費補助金（園外保育）	廃止の方向で調整します。

合併の期日に関するQ&A

第 4 回協議会で、合併の期日は平成 19 年 3 月 31 日と決定しました。ここでは、合併の期日について、いくつかの疑問にお答えします。

疑問）3 月 31 日からはすべて宇都宮市の制度が適用になるの？

制度によっては、「平成 19 年度から宇都宮市の制度に統一する」「当面の間は現行の通りとし、段階的に制度を統一する」など、異なるものもあります。各制度の適用時期については、各市町の所管課にお問い合わせください。

疑問）3 月 31 日に上河内町・河内町は宇都宮市なの？町のままなの？

3 月 31 日が新しい「宇都宮市」の第 1 日目になります。
上河内町・河内町は 3 月 30 日をもって閉町します。

※ 現在ご利用のサービス（手続き・受けている手当など）がどのように変わるかなど、詳しくは、後日各町の広報などでお知らせします。

合併するまちはどんなところかな？

創刊号では、合併市町村基本計画の内容のうち、「まちづくりの目標」と、「合併後にまちづくりのために行う施策の柱」、「各地域の目標像・主要事業のうち代表的なもの」についてお知らせしました。

ここでは、合併市町村基本計画の内容から、合併するまちなすがたについて、人口や経済規模といったデータでお知らせします。

●どんな仕事をしているかな？

せいちゃん👧: おじいちゃん、合併しようとしている宇都宮市・上河内町・河内町は、それぞれどんなまちなの？

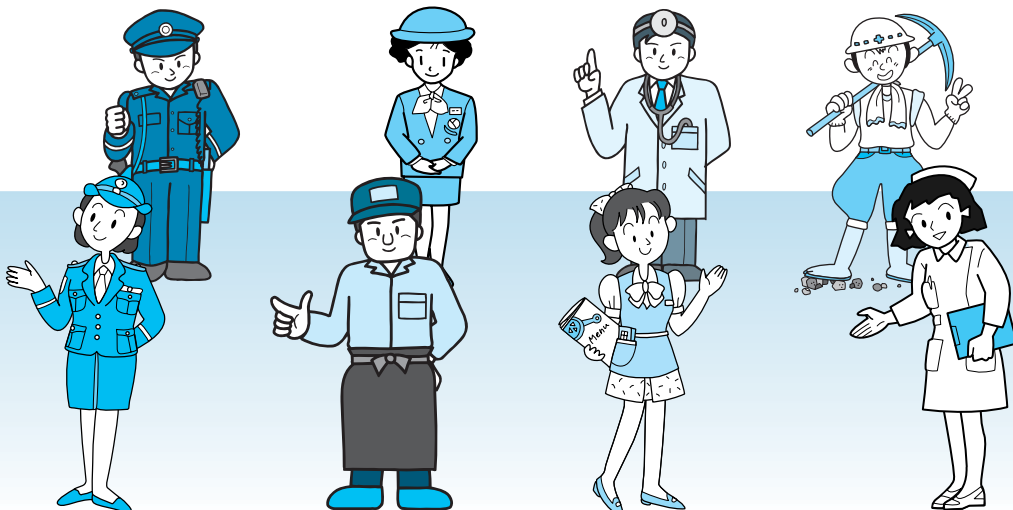
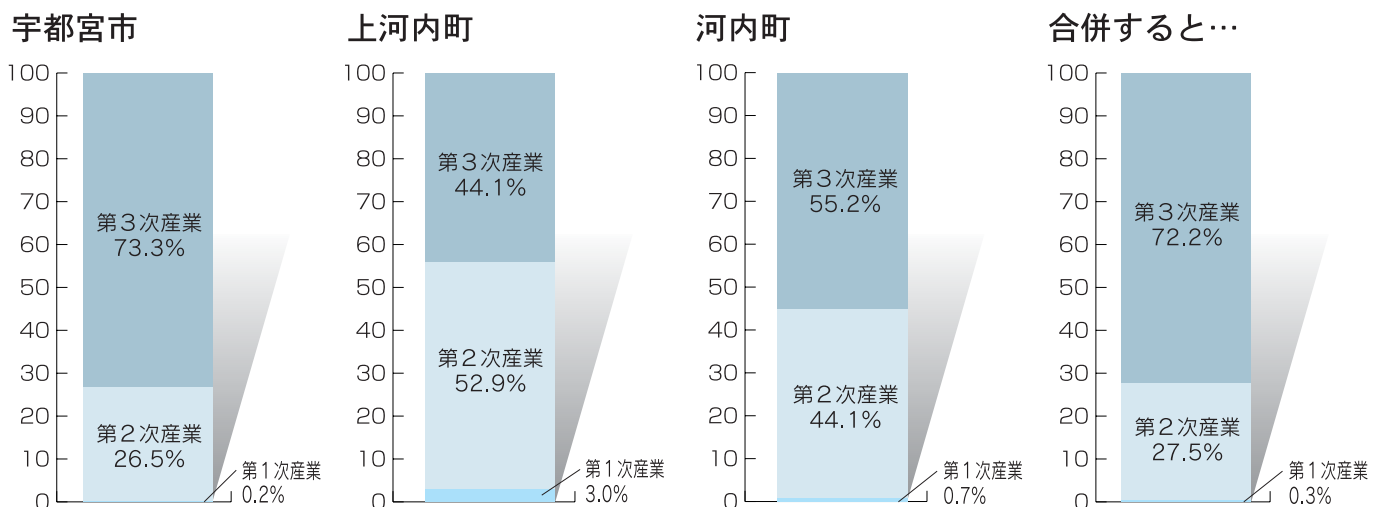
おじいちゃん👴: そうだねえ、どんなまちかを知るには何かものさしがあるといいね。例えば、どんな仕事をしている人が多いか、とか、まちの土地はどんなふうに使われているか、とかね。まずはそれぞれのまちではどんな仕事をしている人がどれだけいるのか、というグラフ1を見てごらん。

せいちゃん👧: 第1・2・3次産業というのはなあに？

おじいちゃん👴: 第1次産業は農業や林業といった、自然にはたらきかけるもの、第2次産業は建設業、製造業といった、第1次産業で生み出されたものを加工するもの、第3次産業は、第1次でも第2次でもないもの、サービス業や小売業などだよ。

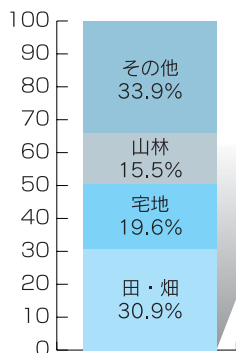
せいちゃん👧: 割合はそれぞれのまちでけっこう違いがあるんだね。

グラフ1（産業別従事者の割合）

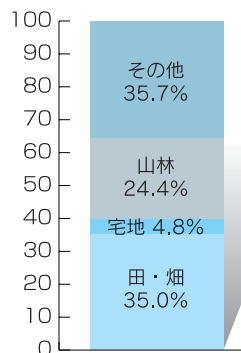


グラフ2（土地利用の割合）

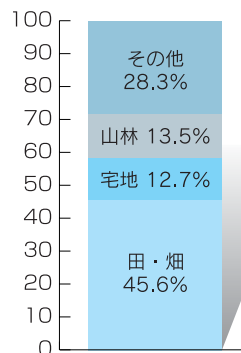
宇都宮市



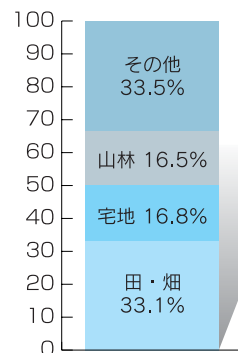
上河内町



河内町



合併すると…



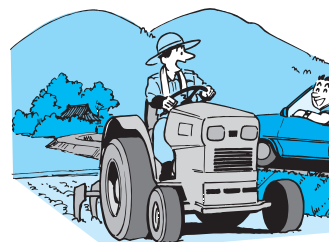
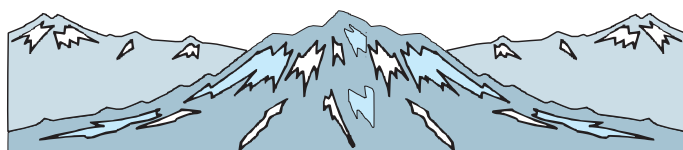
※ 小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%でない場合があります。

●土地はどう使われているかな？

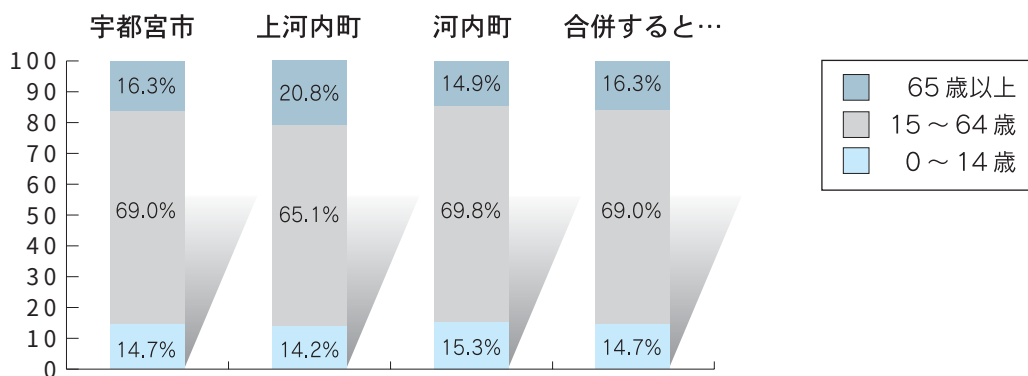
おじいちゃん👴：それから、グラフ2を見てごらん。これは、まちの土地がどんなふうに使われているか、を割合で示したグラフだよ。

せいちゃん👧：3つのまちを比べてみると、宇都宮市は宅地が、上河内町は山林が多くて、河内町は田んぼや畑が多いんだね。

おじいちゃん👴：そう、こうやってグラフにしてみるとそのまちでよく目にする風景はどんなものか、イメージできるんじゃないかな。



グラフ3（年齢構造）



●住んでいる人の年齢はどうか？

おじいちゃん👴：グラフ3を見てごらん。これは、どんな年代の人がどれだけいるか、の割合を示したグラフだよ。

せいちゃん👧：上河内町は、65歳以上の人が多いんだね。

おじいちゃん👴：そうだね、上河内町は20.8%、つまり5人に1人以上が65歳以上の人なんだね。

せいちゃん👧：あれ、14歳までの人は思っていたよりも少ないよ？

おじいちゃん👴：そうだね、宇都宮市、上河内町は

14歳までの人が14%台で、少子化が進んでいるんだ。こどもが少ないと元気な声が聞こえなくて寂しいもんだよ。合併してもこどもが少ない状況にあまり変わりはないから、子育てをする人を助けるとか、工夫が必要だといわれているんだよ。

せいちゃん👧：そうかあ。いろんな年の子と遊ぶのはおもしろいし、こどもが増えたら一緒に遊べる人が増えるからうれしいな！

新市の将来はどうなるんだろう？ —合併市町村基本計画より—

ここでは、合併市町村基本計画の内容から、特に地域別計画についてお知らせします。

●地域別に計画をつくります

せいちゃん👤: おじいちゃん、合併した後の新しい宇都宮市は、どんなまちを目指すの？

おじいちゃん👤: 新しい宇都宮市が目指すものが何か、それに向けてどのようにまちづくりを進めていくかということは、計画を立ててやらなくてはならないね。

せいちゃん👤: そうだね、思いつきでやってたら、ばらばらなまちになっちゃうね。

おじいちゃん👤: これまで別々にあった市や町がひとつになるんだけど、そこでどのようにまちづくりを進めていくか、というのはその市や町の個性に合わせた

ほうがいい、というのはなんとなくわかるかな？

せいちゃん👤: たとえば、体育が得意な人は運動部に入ったり、算数が苦手な人は家でもドリルをやったり、それぞれに合うことをやったほうがいいということ？

おじいちゃん👤: そういうこと。だから、宇都宮市・上河内町・河内町では、新しい市のまちづくりについて計画を立てる中で、「地域別計画」というものをつくったんだ。

せいちゃん👤: それはどんなもののなの？

おじいちゃん👤: じゃ、ちょっと地図を見ながら説明しようか。

宇都宮地域

おじいちゃん👤: まず、今の宇都宮市の地域は、栃木県の県庁所在地として、そして北関東の重要な都市として発展してきたんだ。これからは、住み続けたいと思えるまちであること、そして都市としての機能、たとえば交通の便がよいとか、必要なものが買いそろえられることなどが求められているんだよ。

せいちゃん👤: 便利で暮らしやすいまちにするということかな？

おじいちゃん👤: そうだね。それから、産業の拠点を整備したりする必要もあるんだ。

上河内地域

おじいちゃん👤: つぎに、今の上河内町の地域は、自然が豊かで、農業を中心に発展してきたんだよ。近ごろは開発によって住宅も建てられてきているから、ゆるやかに人口が増えているんだ。これからは、まちなみをつくっていくために、人が生活するうえでの環境を整える必要があるんだよ。

せいちゃん👤: じゃあ、道路を作ったりするのかな？

おじいちゃん👤: そう、それに下水道のある区域を広げることなども必要だね。

河内地域

おじいちゃん👤: そして、今の河内町の地域は、住宅地がどんどんできたので、今も人口が増えているんだ。でも、岡本駅の西側にある昔からの市街地は道路の幅が狭くて不便だったり、開発された住宅を購入して住み始めた同年代の人たちが年をとって、急速に高齢化が進みそうだから、これからは、住みやすい環境づくりが必要とされているんだよ。

せいちゃん👤: じゃあ、道路を広げたり…ほかには？

おじいちゃん👤: 地域の人どうして活動し、つながりを深めるための拠点づくりをしたりするというものもあるね。

せいちゃん👤: そうか、住みやすいのは、ものだけじゃなくて人間関係も大切だね！

おじいちゃん👤: せいちゃんもそういうことがわかるようになったんだねえ。

● 上河内地域 ●

◇地域の目標像

「自然と人が共生し 安心して暮らせる活力あふれる地域」

目標のためにどんなことをするか？（抜粋）



公共下水道整備事業



中里原土地区画整理事業



道路新設改良事業



● 河内地域 ●

◇地域の目標像

「水と緑に囲まれ やさしい居住空間にあふれる住みやすい地域」

目標のためにどんなことをするか？（抜粋）



地域自治拠点整備事業



岡本駅西土地区画整理事業



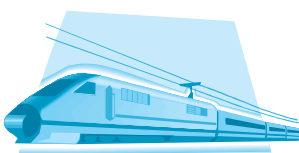
公共下水道整備事業

● 宇都宮地域 ●

◇地域の目標像

「高次な都市機能を備えた 魅力とにぎわいのある地域」

目標のためにどんなことをするか？（抜粋）



新交通システム（LRT）の導入



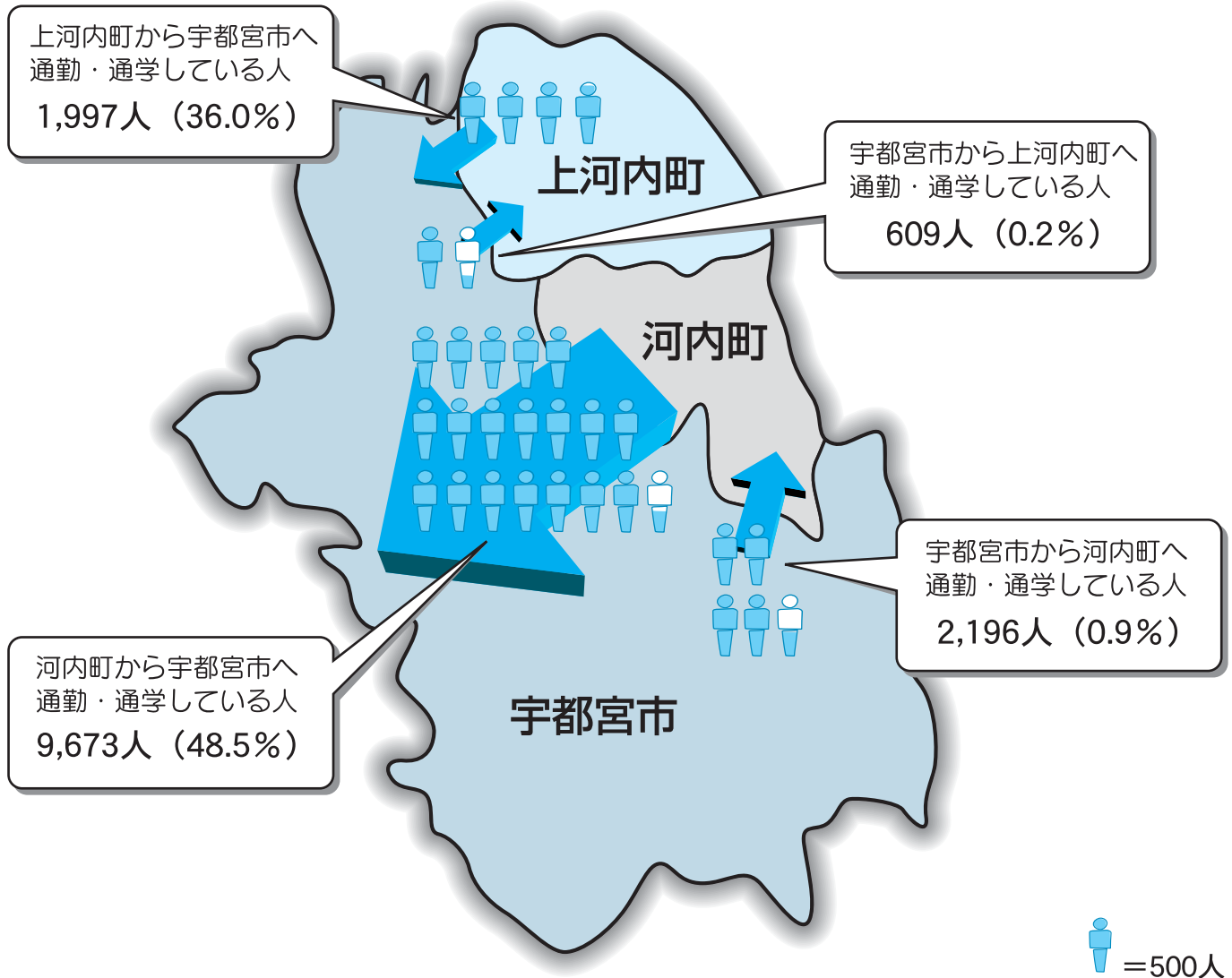
宇都宮駅東口地区整備事業



地域コミュニティセンター整備事業

数字で見る宇都宮地域

それぞれのまちを、どれだけの人が行き来しているか見てみましょう。



※国勢調査（平成12年）より作成

※（ ）内の％は、当該市町に住む通勤・通学者に対する割合

お し ら せ

宇都宮地域合併協議会では、協議会のさまざまな情報をお知らせするため、ホームページを開設しています。最新情報や合併協議会の紹介、協議会の会議録などがご覧いただけます。皆様のご意見・ご感想をお待ちしております。

- ◆ホームページ
<http://www2.ucatv.ne.jp/~u-gappei.moon/index2.html>
- ◆Eメール u-gappei@moon.ucatv.ne.jp

●各市町ホームページ●

- 宇都宮市 <http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/>
- 上河内町 <http://www.town.kamikawachi.tochigi.jp/>
- 河内町 <http://www.town.kawachi.tochigi.jp/>

第5回合併協議会を開催します。

- ◎日 時／平成18年10月20日（金）
午前10時から
- ◎傍聴受付／午前 9時30分から
- ◎会 場／ホテル東日本宇都宮
- ◎議題予定／合併市町村基本計画について ほか

協議会は、どなたでも傍聴することができますので、希望する方は、直接会場までお越しください。

傍聴受付は、定員（20名）になり次第締め切らせていただきます。なお、受付開始時点で定員を超える傍聴希望者がいる場合は、抽選により決定します。